

TA／SA 必携
暫定版

2024 年度
鳥取大学

目 次

1. 教育とは？
 - 1.1 教育とは？
 - 1.2 教育者としての自覚
 - 1.3 教育活動における TA の位置づけ
 - 1.4 TA としての基本的な心構え
 - 1.5 鳥取大学の教育目標：理念、教育グランドデザイン
 - 1.6 全学の 3 ポリシー（学士課程教育に関する三つの基本方針）と各学部学科の 3 ポリシーについて
2. TA 制度の目的と業務の概要
 - 2.1 目的と業務の概要
 - 2.2 TA の業務時間等について
 - 2.3 TA として必要な基本的な能力
3. TA の責任と義務
 - 3.1 多様性、公平性の理解とインクルーシブ教育の理解
 - 3.2 人権、ハラスメント
 - 3.3 バリアフリー
 - 3.4 合理的配慮
4. 危機対応（人身事故、火災、地震等）
 - 4.1 人身事故等
 - 4.2 火災
 - 4.3 地震
5. 個人情報保護
 - 5.1 学生の個人情報
 - 5.2 個人情報以外にも配慮すべきこと
6. その他 TA 業務の留意点
 - 6.1 気象警報発令、公共交通機関運休時の授業の取り扱い
 - 6.2 緊急連絡先

1. 教育とは？

1.1 教育とは？

教育とは、知識やスキル等を身につけることを促し、学生を成長させる一連のプロセスです。教育によって、学生の能力が効果的に引き出されるとともに、学生は知識や課題解決力等の様々な技能また倫理観等の態度を身につけることもできます。そのため教育者は、学生に知識を提供するだけでなく、学生の人間としての総合的な成長を促すことを意識する必要があります。

1.2 教育者としての自覚

まずTAとしての基本的に意識すべきことは、上記のような教育者の一人であることの自覚です。TA自らがよき教育者になるため、学び、成長することで、学生に対してよりよい教育上のサポートを提供できます。TAは教育者の一人として多様な学生に対して柔軟な適応を行い、常に向上心を持ち、学生と共に成長し、よりよい授業環境を築くことが求められます。

1.3 教育活動におけるTAの位置づけ

TAは教育活動において教員の補佐として、授業内外で学生をサポートします。TAは学生と良好な関係を築き、学生の授業への理解を深め、質問に対する回答などのフィードバックをする役割も期待されています。さらに、教員と緊密に連携し、教育目標を達成するために尽力することも重要です。

1.4 TAとしての基本的な心構え

TAの責務は、後章で具体的に説明しますが、多岐にわたります。それらには、教員からの指示に基づいて教育活動の補助を行うことは勿論、学生とのコミュニケーションを円滑に進めること、また、評価やフィードバックの提供、質問への対応などがあります。TAは学生の理解を促すために学修環境をサポートし、教育の質を向上させる役割を果たすことが期待されています。

このような役割を果たすには、TAとして、担当する授業の理解、積極的に授業を補助すること、柔軟性、学生との良好なコミュニケーションスキルなどが不可欠です。このようなことを念頭に置き、教員と協力し教育の質向上に貢献することが、TAの基本的な責務です。

1.5 鳥取大学の教育目標：理念、教育グランドデザイン

大学の理念とは、大学が達成しようとする基本的な価値観や目標です。これは、大学のアイデンティティや社会的使命であり、教育、研究、社会貢献など大学のすべての活動の指針となります。そのため、これは、教職員及び学生などすべての構成員が共有すべきものであり、学内外に対して明示されます。鳥取大学の理念は「知と実践の融合」です。大学のホームページなどでこの理念の意味を確認してください。

一方、教育グランドデザインは、大学が掲げる教育方針やカリキュラム、教育プロセスの全体像を示すものです。これは、学生が大学で修得すべき知識やスキルなど教育に関わるもので、大学の理念に基づいて策定され、実践されるべき教育方針となります。本学の教育グランドデザインは「現代的教養と人間力を根底においた教育」であり、詳細については巻末の＜付属資料＞に掲載していますので、必ず確認してください。

1.6 全学の3ポリシー（学士課程教育に関する三つの基本方針）と各学部学科の3ポリシーについて

鳥取大学では、3ポリシー（卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針）を定めており、これは、大学教育の中で重要な役割を担っています。以下にそれぞれのポリシーについて簡単に説明します。

まず、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）ですが、これは、学生が所定の要件を満たし、必要な単位を取得した際に卒業を認定し、学位を授与する基準を定めます。

大学は、学生が専門分野や幅広い教養について、一定水準以上の知識や技能、態度を修得したことを確認し、学位を授与します。学位は社会での職業や研究などにおいて、特定の資格や認定としての意味合いがあります。そのため、学位授与の方針は大学の信頼性と学位の価値を確保する上で重要です。

つぎに、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）について説明します。カリキュラム・ポリシーは、大学が提供する教育課程やカリキュラムの設計と実施に関する方針です。教育課程は、学生が一連の科目を履修し、学問の理解や専門性を高めるため構造化されており、教育カリキュラムは社会の変化や専門分野の進展に対応するために柔軟でありつつ、一定の基準を満たすように構築されます。

最後に入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、大学がどのような基準で学生を受け入れるかについての方針です。これは、学生の学業成績、入学試験、小論文、面接などさまざまな要素を考慮し、学術的な能力や個性を評価します。大学は、多様性や包括性を考慮しながらも、学問の質を維持し、学修に対応できる適切な学生を受け入れることが求められます。

本学の3ポリシー（全学）については、付属資料で確認してください。なお、TAは自身が担当する科目が提供される学部学科の3ポリシーを必ず確認し、理解してください。

2. TA制度の目的と業務の概要

2.1 目的と業務の概要

TA制度の目的とTA業務の概要について説明します。

TA制度は、教員が大規模な講義や実験、演習などで学生と密接に関わることが難しい場合に、学生とより直接的に関わる支援を行うことを目的として設けられました。TAは、教員が授業により深く集中できるように、補助的な教育業務を担当します。

- 学生の学修支援:

TAは学生が教科内容や課題に対する理解を深めるため学生をサポートします。また個別対応や小集団でのサポートなど、学生の学修プロセスが効果的になるように学生をサポートします。

- 教育の質の向上:

TAは教員と協力して、教育の質を向上させる役割を果たします。TAは教員の指示に基づいて教材の準備や授業の運営をサポートし、学生にとってより良い学修環境を提供します。

つぎにTAの基本的な役割について説明します

- 授業補助:

TAは講義や実験、演習の補助を行います。これには教材の説明、課題の解説、実験の準備、演習の補助などが含まれます。

- 評価の補助

TAは試験や課題の採点、成績の記録、フィードバックの提供など、評価に関連する業務の補助を担当することがあります。この業務も大学の方針や教員と協議し、適切に行う必要があります。

- 実習や実験の指導:

一部の科目では、TAが実習や実験の指導の補助を担当することがあります。これは学生の実践的なスキルや知識の修得をサポートします。これらの業務についても科目の内容により担当教員と協議し教員の指示に従い業務を遂行する必要があります。

- 教材の開発の補助や準備

TAは教材の開発の補助や準備にも携わることがあります。この業務についても担当教員と協議し、TA

としての業務を適正に遂行する必要があります。

このように TA は教育の効果を高め、学生が理解を深め、より良い学修効果を得るのに不可欠な存在です。TA 制度は大学教育の一環として、質の高い教育を提供するために欠かせないものとなっています。

なお、本学には広義の TA として SA (Student Assistant : 学部生としての TA) がありますが、下記のように SA と TA (大学院生) について、それぞれ、できる／できない業務があるので、担当教員と協議し自身の役割や果たすべき具体的な業務について授業開始前に理解するようにしてください。

業務時間	SA	TA	業務	備考
授業時間内	○	○	感染症対応	検温、消毒液の準備等
授業時間内	○	○	出席確認・管理	
授業時間内	○	○	講義、演習の指導補助	教員の適切な指示・指導
授業時間内	○	○	実験、実習の指導補助	教員の適切な指示・指導
授業時間内	×	×	定期試験（中間・期末）の監督	
授業時間内	○	○	定期試験（中間・期末）の監督の補助	教員の適切な指示・指導
授業時間内	×	○	定期試験（中間・期末）以外の監督	
授業時間内	○	○	定期試験（中間・期末）以外の監督の補助	小テストや小レポート等
授業時間内	○	○	レポート等の回収（整理）	
授業時間外	×	×	定期試験（中間・期末）の出題	定期試験に代わるレポート等
授業時間外	×	×	定期試験（中間・期末）の採点	定期試験に代わるレポート等
授業時間外	×	○	定期試験（中間・期末）の採点の補助	教員の適切な指示・指導
授業時間外	×	×	定期試験（中間・期末）以外の出題	小テストや小レポート等
授業時間外	×	×	定期試験（中間・期末）以外の採点	小テストや小レポート等
授業時間外	○	○	定期試験（中間・期末）以外の採点の補助	教員の適切な指示・指導
授業時間外	○	○	教材・機器の準備と片付け	
授業時間外	×	×	教材（原案）の作成	
授業時間外	○	○	教材の作成補助（印刷・準備等）	
授業時間外	×	×	成績入力、試験答案、レポート等の管理	
授業時間外	○	○	実験・実習の準備補助	
授業時間外	○	○	学修相談	
その他	×	×	担当科目と関係ない活動	学会の事務、他科目の業務等

表 1 SA/TA 業務分担表

2.2 TA の業務時間等について

勤務時間は、原則として週 30 時間が上限です。また、22 時以降の業務はできません。TA 業務の実施にあたっては、原則として、授業担当教員がその場に居る必要があります。もし、当該業務が比較的容易、また、担当教員が事情によりその場に居ない場合、担当教員に代わって、正規教職員が業務を確認する場合があります。いずれの場合においても、TA 業務が終了後に確認を受け、業務報告書を作成してください。

2.3 TAとして必要な基本的な能力

TAには、基本的な能力として、学修内容を理解し、説明する力、指導する力などの能力が求められます。

2.3.1 学修内容の理解

TAは、担当する科目や授業の内容を深く理解する必要があります。そのためには、教科書や参考文献を読み込み、関連する知識を身につける必要があります。また、授業の目標やカリキュラムについて理解を深めることも重要です。このように学修内容を理解することで、TAは学生の質問に適切に答え、教員の指示のもと円滑な授業を運営することができます。

2.3.2 説明する力（学生を観察し質問を引き出す）

TAは、授業内容を学生にわかりやすく説明する能力が求められます。これには、複雑な概念を簡潔に説明する能力や、図やグラフを使って視覚的に説明する能力が含まれます。また、TAは学生の学修状況や態度を観察し、学生から質問を引き出すような働きかけ、また学生にとって質問し易いような雰囲気や状況を作り出す工夫が必要です。

2.3.3 指導する力

TAは、学生ひとりひとり、またグループに対して指導を行う能力や、フィードバックを提供する能力が必要です。また、TAは学生の学修進捗状況を把握し、個々の学生の状況に応じたサポートを提供することが求められます。

2.3.4 具体的なTAとしての行動規範

- (1) 教える側に立つ：学生目線を大切にしつつ、教えられる側から、教える側（を補助する）への意識変革をしてください。
- (2) 業務内容を把握し、忘れないためメモを取る。
- (3) 授業の様子や、学生のことを把握するため、まず授業全体を見渡し、学生たちの取り組みの様子や、教員の様子を観察し、現状を把握しましょう。特に実験授業や、器具を用いる授業の場合は、安全面を優先し、適切に取り扱われているか十分に配慮してください。そして学生や教員と接する際は、相手の声にまず耳を傾けるようにしましょう。傾聴することは、相手を理解するだけではなく、コミュニケーションにおいても重要です。
- (4) 教員や学生から信頼されるかかわり方をするためには、言語と非言語の両方のコミュニケーションを意識しましょう。
 - ・視線を合わせる（ただし状況や対象学生による）。
 - ・柔らかい表情で接する。
 - ・身振り手振りや姿勢に配慮する。
 - ・声の調子（自然なトーンや声の大きさ、話すスピード）。
 - ・相手の意見に否定的な応答をしない。
- (5) 学生の理解を促すため、学生に指導する際は、例えを示したり、質問をしたりしながら、学生の理解を促し、答えを導き出せるようにしましょう。例えば学生が答えにくそうな場合、「はい」か「いいえ」で答えられる簡単な質問をする等。
- (6) 全体の議論を活性化するため、ディスカッションの際に孤立している学生がいたら話しかけて、参加を促したりしましょう。また、グループ内のディスカッション内容が目的やテーマから脱線しすぎている場合や、特定の学生が一方向的に話していて全員の発言機会が得られていない場合は、そのグループにかかわり、目的やテーマに合わせて全員が参加してディスカッションできるように調整しましょう。

3. TAの責任と義務

3.1 多様性、公平性の理解とインクルーシブ教育の理解

3.1.1 多様性と公平性の理解

多様性は、異なる文化、言語、宗教、性別、能力、経験、など多様な価値観を持つ学生の存在を前提としています。本学では多様性を尊重し、授業内外でこれらの受容を重視しています。このような大学の方針に基づき、TAは、学生が多様な背景を持つことを理解し、それを尊重することが求められます。

また、公平性は、すべての学生に平等な機会を提供することを意味します。TAは、学生が公平な学修機会を持つことができるよう、また公平に評価されるように努める必要があります。公平性は、多様性とも関連しており、学生が異なる背景や能力を持つことを認識し、それに応じて適切に対応することが求められます。なお、TAは、自分のバイアス（先入観や偏った考え方）やステレオタイプ（多くの人に浸透している考え方や思い込み）に留意し、それらが学生に影響を与えないように努める必要があります。もしTA自身が前述の多様性に対するバイアスやステレオタイプがある場合は、それらを克服するための努力をすることが重要です。

3.1.2 インクルーシブ教育の理解

インクルーシブ教育とは、すべての学生が学修活動に参加し、成功するための環境を提供することを目指す教育です。これは、前述の多様性の存在を前提とする異なった背景や能力を持つ学生が、自分らしく学修し、成長できるようにすることを目指す教育を意味します。

TAは、このようなインクルーシブ教育の実践を促進するために、担当教員と協力し以下のように関与します。

- ・異なる学修スタイルへの対応
学生が異なる学修スタイルを持つことを認識し、それに応じて教材や活動を提供する。
- ・アクセシビリティの確保
学生が教材の獲得や教室にアクセスできるようにするための手段を提供する。
- ・フィードバックの提供
学生に対して適切な手段でフィードバックを提供する。
- ・コミュニケーションの促進
学生とのコミュニケーションを促進し、学修の進捗状況や必要な支援を把握する。

このように、TAは、多様性と公平性の重要性を理解し、インクルーシブ教育の実践を促進することが求められます。これにより、すべての学生が学修活動に参加し、成長するための環境が構築されます。

3.2 人権、ハラスメント

3.2.1 人権

大学教育においては、学生の人権を尊重し、保護することが重要です。人権は、すべての人が持つ基本的な権利であり、差別や不当な扱いを受けることなく、自由に学び、成長する権利を含みます。教員とTAは、学生が人権を侵されることなく、適切な環境で授業を運営する責任があります。

3.2.2 ハラスメント

ハラスメントは、性別、人種、宗教、性的指向、障がい、年齢などの属性に基づいて、個人が不快に感じる行動や発言をすることです。ハラスメントは、学修環境を悪化させ、学生の学びや成長を妨げる可能性があります。授業においても教員とTAは、ハラスメントの発生を防止し、学生が安全で快適な環境で学べるようにする責任があります。

3.2.3 人権の保護やハラスメントの防止のためのTAの役割

TAは、学生と直接関わる立場にあります。そのため、TAは人権を尊重し、ハラスメントを防止するために特に注意を払う必要があります。TAは、学生が安全で快適な環境で学べるように、以下のような意識と行動が望まれます。

- ・尊重と公平性
TAは、すべての学生を尊重し、公平に対応する必要があります。多様性の箇所でも述べましたが、性別、

人種、宗教、性的指向、障がい、年齢などの属性に基づいて学生を差別してはいけません。

- ・プライバシーと機密の保護

TAは、学生のプライバシーと機密を保護する必要があります。学生の個人情報や成績を他の学生や第三者に漏洩することはできません。

- ・ハラスメントの防止

TAは、ハラスメントを防止する役割も担います。教員やTAは、学生が不快に感じる行動や発言をしないように心がける必要があります。また、もしハラスメントが発生した場合は、速やかに教員や関係者に報告し、適切な対処を行う必要があります。

- ・学修環境の維持や改善

TAは、学修環境を良好に維持し、必要があれば改善のための提案を教員にすることもできます。学生が学びやすい環境を提供し、学修の障がいとなる要因を取り除くように心がけましょう。

3.3 バリアフリー

バリアフリーとは、障がいのある人や高齢者など、あらゆる人が安全かつ快適に利用できる環境を指します。大学教育においては、バリアフリーな環境を提供することが重要です。

適切なバリアフリー環境を提供するためには、以下の原則に従うことが重要です。

- ・アクセシビリティ

大学は、学生が教室や実験室などにアクセスしやすいように、設計や施設整備を行います。車椅子などを利用する学生に対応するためのバリアフリーなエントランスやエレベーターなどの設備を整備します。TAは、授業環境などでバリアフリーの障壁となるような状況を発見した場合、教員に相談してください。

- ・情報へのアクセス

学生が情報にアクセスしやすいように、支援を行います。もし、聴覚や視覚に障がいのある学生がいる場合、板書の際に、大きな文字を描くなど担当の教員と相談、また専門家の助言を仰ぐなどの必要があります。

3.4 合理的配慮

合理的配慮とは、なんらかの障がいや問題をかかえる学生が大学で学ぶ機会を平等に享受できるようにするための手段です。これは、このような学生が、不利益を受けることなく、授業に参加できるようにするための法的要件で、障害者差別禁止法（ADA）や障害者権利法（IDEA）などの法律に基づいています。これらの法律は、障がいを有する人が公共の場所や教育機関で不利な状況におかれなくするためのものです。

教育機関での合理的配慮の例には、以下のようなものがあります。試験の延期や特別なテスト環境の提供、講義の録音、講義のスケジュールの調整、講義内容の調整、講義の場所の調整、講義の参加方法の調整、講義の評価方法の調整などです。もし、担当授業に合理的配慮が必要な学生がいる場合、担当教員に具体的な学生の状況や対処すべき事項が大学から通知されます。学生のプライバシーに配慮し、担当教員と必要な情報を共有し、対処する必要があります。

なお本学には、障がいや病気により学修に困難を感じる学生の相談を受け付けている「学生支援センター（共通教育棟A棟2F）」があります。当事者のみでなく、当事者の学修を支える方法等についても相談を受け付けていますので、対応に困った際には学生支援センターに連絡してください。

4. 危機対応（人身事故、火災、地震等）

事件や事故など緊急事態が起こった場合、原則として授業科目等担当教員に指示を仰ぎ、適切な対応を取るようにしてください。なお、以下のような危機を想定し、担当の教員と事前に役割分担などの打ち合わせを行ってください。また AED（自動体外式除細動器）の配備場所の確認また AED 使用法の研修がある場合、積極的に参加してください。

4.1 人身事故等

- ・ 重大な事故：教室や実験室または廊下の内線電話から直近の事務室へ 119 番に電話をして救急車を呼ぶよう依頼、あるいは、緊急を要する場合、とくに学外での場合は、携帯電話等から直接 119 番に連絡し、その後直ちに、事務室等へ連絡してください。
- ・ 比較的軽微な事故：応急措置や介抱を行い、保健管理センターと事務室に連絡し、対応方法についてアドバイスを受けてください。その際「誰が(who)、いつ(when)、どこで(where)、どのような状態(why/what)」のようにできるだけ、コンパクトに伝えてください。

4.2 火災

- ・ 火災が発生していることを全員に知らせる。
- ・ 火災通報装置のボタンを押す（事前に位置を確認）。
- ・ 119 番に通報をし、同時に直近の事務室に連絡する（火災が軽微な場合、先に事務室に連絡する場合があります）。通報するときには、場所（住所、建物の情報：棟の名称、階、教室名）と状況（発生した状況、火災の状態、薬品火災の場合は薬品名）をできるだけ正確に伝えてください。

4.3 地震

揺れが収束するまで、机の下に身を隠します。その際、窓、棚、薬品や機材から離れてください。とくに大きな地震の場合、揺れの収束を待って、指定避難場所へ避難してください。なお避難場所や避難経路については、教卓又は教室の壁に掲示されているので、必ず事前に確認してください。なお避難する場合、二次災害を防ぐ意味で、できるだけ、電源ブレーカーをオフにし、ガスの元栓を閉めるなどの対応をとってください。また避難場所では、必ず安否確認を行ってください。

※危機対応にあたっては、「学生生活案内（安全な学生生活のために）」や「安全の手引き（工学部）」等を参考にしてください。

5. 個人情報保護

5.1 学生の個人情報

個人情報とは氏名、生年月日その他により、特定の個人を識別できる情報で、他の情報と照合し、特定の個人を識別できるものを指します。TA 業務は、出席票の回収や小レポート等の回収や整理などのように学生の個人情報に接するケースが多くあります。以下に、主なものを示します。

- ・ 受講者名簿：紙媒体と電子データ
- ・ 試験答案・レポート類：定期試験だけではなく、授業内で実施される小テストや小レポートも含まれ、紙媒体のみでなく、manaba やメールで電子的に提出されたレポートもこれに該当します。
- ・ 出席票：出席票のほか、出欠を記録した管理表や電子データもこれに該当します。
- ・ その他：学生の提出物（質問や意見等）

このような個人情報を含むものを扱う場合は、必ず授業等担当教員の監督下で実施し、また、その保存や管理は授業担当教員の責任となっており、教員、TA 共に以下のような行為は禁止されていますので注意してください。

- ・ 業務上知った学生の成績や連絡先などの個人情報を、業務以外に利用する。
- ・ 学生の個人情報を、教室、実験室、事務室、授業担当教員の研究室等以外で利用する。
- ・ 学生の個人情報に関わる業務を、個人所有のパソコンで処理する。

- ・ 学生の個人情報に関わるものを、紙媒体、電子媒体等で学外に持ち出す。

5.2 個人情報以外にも配慮すべきこと

TA 業務のなかで知り得た学生に関する情報は、法的に個人情報に該当しない場合であっても、他者への漏洩は禁止されています（プライバシー侵害の可能性）。

また、もし教職員及び TA が個人情報を漏洩した場合、大学当局の責任（雇用主）となり、漏洩した当人も法的責任を問われる可能性があります。万一、このような情報漏洩が生じたら、被害拡大防止のため、事案の速やかな公表と対策を講じる必要があります。そのため、情報漏洩を発見したら、ただちに授業担当教員に連絡してください。

6. その他 TA 業務の留意点

6.1 気象警報発令、公共交通機関運休時の授業の取り扱い

以下、大学のホームページからこれらの場合の対応について抜粋します。

- (1) 特別警報（波浪特別警報を除く。）が、鳥取市北部（米子キャンパスにあっては米子市）に午前 7 時時点で発令されている場合は午前（1 時限及び 2 時限）の授業等を休講とし、午前 11 時時点で発令されている場合は午後（3、4 時限及び 5 時限）の授業等を休講とする。
- (2) 警報（暴風、大雨、洪水、大雪、暴風雪）が、鳥取市北部（米子キャンパスにあっては米子市）に発令されており、かつ、公共交通機関（鳥取駅、米子キャンパスにあっては米子駅発着の JR）が運休している場合には、教育担当理事（米子キャンパスにあっては医学部長）が実際の天候等を考慮の上、午前（1 時限及び 2 時限）の授業等は午前 7 時、午後（3 時限、4 時限及び 5 時限）の授業等は午前 11 時を目途に、授業等の実施の可否を判断する。
- (3) 上記以外で特に安全確保が必要と認められる場合は、授業等を休講とする。

休講に伴う補講は、原則として各学期に設定する予備日に実施するものとする。ただし、オンライン方式により補講を実施する場合はこの限りではない。

6.2 緊急連絡先

<鳥取地区>

- ・ 地域学部事務室 0857-31-5077
- ・ 工学部事務室 0857-31-5183
- ・ 農学部事務室 0857-31-5343
- ・ 教育支援課（共通教育棟）0857-31-5053
- ・ 保健管理センター 0857-31-5065
- ・ 学生支援センター 0857-31-5058
- ・ 夜間：鳥取キャンパス警務員室 0857-31-6757

<浜坂地区>

- ・ 乾燥地研究センター 0857-23-3411

<米子地区>

- ・ 学務課 0859-38-7096
- ・ 保健管理センター米子分室 0859-38-6495（内線：6495）
- ・ 夜間：医学部附属病院事務当直室 0859-38-7200

<付属資料>

●鳥取大学の教育グランドデザイン

鳥取大学は、基本理念「知と実践の融合」のもと、その時代に必要な現代的教養と人間力を根底におく教育により、地域社会の課題解決や国際社会の理解を志向し、社会の中核となり得る教養豊かな人材の育成に取り組めます。

本学が掲げる「現代的教養」とは以下の通りです。

- (1) 文化、社会、自然に関する幅広い知識
- (2) 特定の専門分野に関する理解
- (3) 論理的な課題探求と解決力
- (4) 創造性に富む思考力

本学が掲げる「人間力」とは以下の通りです。

- (1) 自律性にもとづく実行力
- (2) 多様な環境下での協働力
- (3) 高い倫理観と市民としての社会性

●鳥取大学の3ポリシー（全学）

学士課程教育に関する三つの基本方針

鳥取大学は、教育研究理念である「知と実践の融合」のもと、学則で教育の目標を定め、これを「教育グランドデザイン」として具体化しています。そこでは、「人間力を根底においた教育」を展開することによって、「社会の中核となり得る教養豊かな人材の育成」を目指すことを宣言しています。

こうした人間の育成を実現するため、学士課程における「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受入れの方針」を定めます。

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

鳥取大学は、大学の教育目的を踏まえ、学生が各学部・学科等の教育課程を修め、所定の単位を修得して卒業要件を満たし、次に掲げる能力を身につけたときに学位（学士）を授与します。

- ・文化、社会、自然に関する幅広い知識や各専門分野に関する深い知識を有し、これを理解するとともに、知識獲得のための方法と技能を有している。
- ・論理的思考力、的確な判断力、創造的表現力に基づき様々な諸課題を探究し解決を志向できる。
- ・地域・国際社会での将来の活動に興味・関心を持ち、主体的・継続的に学び、自らの人生を豊かにする生涯学修力を有している。
- ・健全な倫理観を有し、豊かなコミュニケーションをもとに他者と協働し実践する力を身につけている。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

鳥取大学は、学位授与の方針で示す能力を学生が身につけることができるよう、次に掲げる方針のもと、各学部・学科等において体系的な教育課程を編成し、実施します。

教育課程・教育内容

- ・社会の中核となり得る教養豊かな人間育成のため、教養科目・外国語科目・健康スポーツ科目からなる全学的な共通科目と、特定分野の知識と技能を身につける専門科目との融合を図ります。
- ・課題解決能力や社会的実践力を形成するため、理論的探究と実践的探究を促し、これらを統合する科目を設け、知と実践を融合する教育課程を編成します。
- ・入学後の学修を主体的に行うことができ、かつ、学修動機を明確化できるよう、初年次教育を充実します。
- ・自律的な生涯学修力を育成するため、キャリア形成に関わる教育を推進します。

教育方法

- ・健全な倫理観を有し、豊かなコミュニケーションをもとに他者と協働して実践する能力を形成するために、対話型・参加型教育の展開に努めます。

学修成果の評価

- ・各学部・学部の定める成績評価基準に基づき、試験、レポート等により学修成果を厳格に評価します。
- ・学修成果の可視化に努め、教育課程を検証します。

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

鳥取大学は、本学の基本理念である「知と実践の融合」を志向し、知識を深め理論を身につけるとともに、実践を通して地域から国際社会まで広く貢献したいという意欲を持ち、これに必要な能力を高めることを志す次のような人を広く受け入れます。

- ・文化、社会、自然に関し、高等学校等において履修する科目の基本的な知識・技能を有する人
- ・大学で学ぶにあたり、基礎的な思考力、判断力、表現力を修得し、その向上を志す人
- ・自己の能力を継続的に向上させ、課題や問題を探究しようと志す人
- ・健全な倫理観を身につけ、主体的に他者と協働して社会貢献を志す人

各学部・学科等では、これらの人を受け入れるため、入学者に求める能力やその評価方法を、様々な能力と関連付けて明示し、大学入学共通テストを利用する一般選抜のほか、総合型選抜、学校推薦型選抜、社会人を対象とした選抜などにより多面的かつ総合的な評価による入試の機会を設けます。

<参考資料>

東京工業大学、埼玉大学、三重大学、愛媛大学、九州大学の TA 関係資料